

平成30年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	出雲	助産師による産後ケア事業の本格実施のための計画から評価に関する準備期間と予算に対する十分な確保について	出雲地区において産後ケア事業を本格実施するにあたり、計画から評価に関する十分な検討の上に開始していただきたい。 早急に検討委員会を設置し、本事業の目的、対象者、対象時期、実施担当者、ニーズ調査の必要性と方法、事業の種類および実施方法、ケア内容等について検討し、経年的なタイムテーブルのもとに進めていただきたい。 そのための準備期間と予算の確保をお願いしたい。本事業が円滑かつ発展していく方向性の基盤づくりから進めていただきたい。	・市町村が実施主体となる産後ケア事業の実施にあたっては、国のガイドラインでも、ケアの質を保つため、マニュアルを作成することや実施者に対する研修の必要性が示されています。事業評価についても、利用者の声や満足度を反映することや、子育て世代包括支援センター事業を含めて効果的な展開を検討することが必要です。 ・県としては、地域に根差した事業展開が図られることを期待しており、必要に応じて、市町村への支援も行います。 ・なお、県では、H30,31年度の2か年、国補助金を活用して市町村が新たに産後ケア事業の実施場所の修繕をする場合、市町村負担の一部を補助することとしています。 ・現在9市町（雲南市・大田市・川本町・美郷町・邑南町・江津市・浜田市・益田市・津和野町）において実施されており、4市町村（松江市・出雲市・西ノ島町・知夫村）において検討中です。	・出雲市の産後ケア事業は、昨年10月からアウトリーチ型で開始され、実績を踏まえた今後の方向性について、評価・検討されているところです。 ・県としては、必要に応じて市町村への支援を行っているところであり、地域に根差した事業展開が図られるよう、関係機関や団体と意見交換の場を持っていきたいと思えます。 ・なお産後ケア事業は、県内10市町で実施・2市町で検討中と、徐々に広がってきています。	健康推進課	島根県助産師会	7月24日
2	出雲	現行実施している産後ケア事業の充実のための支援について	産後ケア事業（デザイナーズ型、アウトリーチ型）を県西部の市町村ですでに取り組んでいる。対象に対して更なるきめ細やかな支援を行うために、担当助産師への財政的な支援等充実を図っていただきたい。	・産後ケア事業は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う事業の一つとして、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じた形で実施されています。その費用は、利用者からの自己負担のみならず、実施主体の市町村から委託料が担当助産師に支払われております。 ・事業の継続・拡充、質の担保のために、利用者の声や満足度を反映しながら、運営方法や内容を評価し、委託内容を見直す等、地域（市町村）の実情にあった取組みとなるよう県としても市町村を支援していきます。	公聴会時の回答に同じです。 なお、財政的な支援として、県では、H30,31年度の2か年、国補助金を活用して市町村が新たに産後ケア事業の実施場所の修繕をする場合、市町村負担の一部を補助することとしています。	健康推進課	島根県助産師会	7月24日
3	出雲	少子化対策、子育て支援への助産師の積極的活用について（前年度からの継続および行政内への助産師配置について）	島根県助産師会は、思春期教育や相談を県からの委託事業として実施している。また、妊娠期からの切れ目のない育児支援として新生児訪問や養育支援訪問を市町村からの委託を受け活動を行っている。少子化対策、子育て支援及び子育てを取り巻く諸問題に対応するために、助産師の人材活用の継続ならびに行政内への積極的的配置等検討いただき、母子保健事業のより一層の成果がみられるよう進めていただきたい。	・助産師は、女性の健康、妊娠・出産に関すること、育児や家族支援など、女性の健康と非常に関係の深い職種であると理解しており、分娩取扱施設のみならず地域で活躍される助産師への期待は大きいところです。 ・「妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援」のために、今後も助産師の人材活用や連携強化に努めていきます。	公聴会時の回答に同じです。	健康推進課	島根県助産師会	7月24日
4	出雲	福祉施設の利用料について	収入の高い障がい者の施設の利用料が1日千円くらいになっていて、実際の工賃が2～3百円しかももらえないため、月に数万円の赤字となり、経済的にもモチベーションの保ち方にも問題が発生して、結局、施設を利用できないようになってきている。 障がい者に平等な機会を与えてほしい。	利用料について、障害福祉サービス（就労継続支援B型）の利用に当たっては、世帯の所得に応じて設定される負担上限月額が定められています。また、事業者は、食事の提供に要する費用や日用品費など利用者から支払いを受けることができるよう定められています。（費用の額は事業者により異なります。） 利用者の世帯の所得状況に応じた利用者負担と、利用者が受ける就労系サービスでの活動に応じて支払われる工賃とは、それぞれ目的が異なるものであることについて御理解願います。 なお、工賃について、運営基準上事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めることとされています。県としては、平均工賃額の向上に向けた事業所の活動について支援を行っていきたくと考えています。	公聴会時の回答に同じです。	障がい福祉課	出雲人の会	7月24日

平成30年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
5	出雲	介護施設等入所について	私たちストーマ保有者が高齢となり介護施設等に入所する際に、ストーマ保有者は装具の交換など手数がかかります。一般のそうでない方と比べ、入所の順番等に差が生じるのではないかと心配されています。施設側の判断にもよると思いますが、差が生じないように配慮をお願いします。	特別養護老人ホームなど介護保険施設では、正当な理由なく入所を拒むことは禁じられており、ストーマケアが必要なことを理由に入所を拒むことはできません。 入所にあたっては、各施設ごとに入所に関する指針を作成したうえで、入所の必要性の高い要介護者を優先的に入所させるよう努めることとされており、介護の必要度や家族介護の状況などを勘案して入所を判断することとなります。 県の調査によれば、介護保険施設入所者のうち約1%（80名程度 ※介護保険4施設定員8,669名の1%相当）の方がストーマケアが必要な方であると認識しております。 ただ、現時点でストーマを保有されている方のうち、介護施設等に入所を希望されている方がどれだけおられるか、ということは把握できておりません。 今後、ストーマを保有される方の介護施設等への入所については、施設側のご意見もよくお聞きし、必要な環境整備を進めていきたいと考えております。	ストーマを保有されている方で、介護保険施設の入所に困っておられる方がいらっしゃいましたら、市町村とともに相談に応じ、適切なケアが受けられるよう取り組んでまいります。	高齢者福祉課	日本オストミー協会島根県支部	7月24日
6	出雲	訪問看護師と介護職向けのストーマケア研修について	益々高齢化するオストメートにとって、いずれは他者からのケアを受ける必要が生じます。平成28年7月から介護施設、訪問介護等でも一部のストーマケアが行われるようになりました。行政、自治体から同従事者への研修会等の指導は行われているのでしょうか。	ストーマを保有される方が快適に生活されるため、ストーマケアが広く適切に行われるよう取り組んでいく必要があります。 一方、ストーマ装具の交換については、医師・看護職員による適切な管理が必要となる場合も想定される場所です。 今後、介護施設や訪問介護等でのストーマケアの進め方について、関係の皆様の見解をよくお聞きした上で、どのように対応していくかを検討してまいります。	今後とも、介護施設や訪問看護等の事業所から、ストーマケアに関する研修会等の開催要望がありましたら、検討してまいります。	高齢者福祉課	日本オストミー協会島根県支部	7月24日
7	出雲	外国人労働者の増加に関して	昨年？の人口動態統計で島根県では出雲市のみ人口増加しているが、現実には外国人労働者が増えているというだけで、しかも一部の企業が関与している状況である。今後このような状況が続くのかは、経済の状況と連動しておりかなり不明である。また、出雲の一部の地域に限局して外国人（主にブラジル人）が集められていることは、小学校等の言語対応等教育上の理由などは理解しているが、その土地に以前から住むものとしては不安感も強い。外国人労働者の受入れのあり方は、むしろ今後介護分野での人材受入れとして島根全圏域で考えるべきであるが、それら外国人労働者の対応に関する施策について島根県でどのようなことが進められているのかお聴きしたい。	介護現場に外国人人材を受け入れていくことは、人材不足に資するものとして関心が高くなっているところですが、対人サービスである介護の仕事には、高い日本語能力が求められることや、生活環境や文化の違いによる生活ギャップがあることなど、様々な課題があると認識しております。 現在、県では、介護保険事業者等が外国人の介護福祉士候補者を受入れて日本語教育や研修を行う経費に対する補助を行っており、平成29年度の実績は、1施設2人という状況です。 外国人人材の受入れは平成29年11月から始まった技能実習制度などがあり、これからということですが、今年度から、介護人材確保対策について介護保険者や市町村と継続して情報共有や意見交換をすることとしており、その中で、外国人人材の受入れについての県内の動向や課題など把握していきます。	・技能実習制度に加えて、平成31年4月から特定技能1号による外国人人材の受入が始まります。 ・この2月には、国が主体となって新たな在留資格に関する制度説明会が開催されたところです。また、県においても、技能実習制度や特定技能1号等の外国人材に係る「外国人材雇用情報提供窓口」を、島根県商工労働部雇用政策課内に設置して情報提供をすることとしました。 (また、県では、外国人介護人材の受入れ支援として、日本語や介護分野の専門知識の学習支援等を実施する予定です。)	高齢者福祉課	寿生病院	7月24日

平成30年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
8	出雲	高齢社会の今後に関して	<p>出雲でも高齢化が進み、認知介護や老老介護など在宅での高齢世帯の自宅での生活維持に限界がある世帯が増えている。一方で、国の方針としては「在宅」が勧められ、病院は2025年に向けて急性期や療養病床などは縮小の方向性が出ており、出雲圏域でも現在ある療養病床についてはおおよそ半減の方向である。その代わりとして、サービス付き高齢者住宅など施設が増加とともに、これらの施設への入居者が今後も増え続ける可能性が高いと思われる。しかし、経済的な問題もあり、施設へ入居ができない方も多い。今後について、出雲圏域での在宅医療の方向性についてはどのような施策が進められ、今後どのような考えがあるのかお聴きしたい。</p>	<p>・今後の人口構成の変化（現役世代の減、高齢者の増）を踏まえ、健康づくりや介護予防の取組により、できる限り元気で生活を続け、医療・介護のニーズを減らしていくこととともに、それぞれの地域の状況に応じて、将来の医療・介護・生活支援・住まい等の提供体制を検討していく必要があります。</p> <p>・それらを踏まえ、地域医療構想や圏域ごとの保健医療計画、市町村（保険者）ごとの介護保険事業計画を定めたところですが、引き続き、地域に必要なサービス提供体制を検討していく必要があります。</p> <p>・「在宅」と言っても、自宅に限らず、介護施設等も含めて、できるだけ住み慣れた地域や関係性の中で暮らしていける体制を整えていく必要があると考えます。</p> <p>・出雲市については、介護医療院への転換も含め、病院間の機能分化、役割分担、連携の具体的な検討が必要です。在宅医療についても、中心部と周辺部での資源（医療・介護）の違いを踏まえた検討が必要です。また、在宅を支える上で重要な役割を果たす訪問看護や地域密着型の介護サービスの充実も必要と思われます。（高齢者福祉課）</p> <p>・なお、県としては、出雲市が行っている条件不利地域への訪問診療・訪問看護への支援に対する補助の外、訪問診療・訪問看護に取り組む診療所・訪問看護ステーション等が行う設備整備への支援、病院が行う在宅医療に関する院内研修会等への支援、病院が自院に近接した場所に患者と家族の一時的な滞在施設を整備する場合の支援等を通して、在宅医療提供体制の裾野を広げるよう取り組んでいるところでです。</p> <p>・また、県民の皆様在宅医療を知ってもらい、選択肢の一つとしてもらうため、普及啓発活動に取り組んでいます。（医療政策課）</p>	<p>公聴会時の回答と同じです。</p>	<p>高齢者福祉課 医療政策課</p>	<p>寿生病院</p>	<p>7月24日</p>
9	出雲	田都の考え方から	<p>出雲でも市中心部に人口が集中している状況であるが、市内でも核家族形態が多く空き家も目立つ。一方で、高齢者の方は田畑を継続できず、整地して新しい宅地が増えている。しかし、そういう地域では地域のつながりが希薄化しており、自治会などの地域本来の機能はますます低下している点に気がなっている。柏プロジェクトのような高齢者を集約する形は、一部の高齢者の生活を維持することは可能であっても、決して町の形を維持することとは異なるものと考えている。島根県では田舎の良い景色をつぶして宅地整備していくことなど今後の高齢者ばかりが住む地域の未来と併せてどのように考えているのか。ぜひお聞きしたい。</p>	<p>本市においても、少子高齢化、核家族化の進展により一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、特に中山間地域（山間部、海岸部）においては顕著です。一方で、市の中心部や新たな住宅地においては、町内加入率の低下が示すように地域のつながりが希薄になっているという問題もあります。</p> <p>こうした中で、現在取組を進めている地域包括ケアシステムは、ご指摘のとおり高齢者を念頭においた概念ではありますが、これからは、地域共生社会の実現に向けて、高齢者のみならず、子どもや障害者など生活上の困難を抱える人への包括的な支援体制が必要であるとされています。</p> <p>そのためには、地域住民や地域の様々な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していく必要があります。</p> <p>市としても、各地域の特性や資源を生かした、地域や住民の暮らしに豊かさを生み出す取組や住民同士の支え合い（互助）や地域コミュニティを育む取組を支援し、若者が定着するまちづくり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。</p>	<p>少子高齢化や核家族化が進む中、今後も地域の住民と一緒にあって、地域コミュニティの維持・活性化に向けた課題の把握に努めるとともに方策の検討を行っていきます。</p> <p>また、誰もが住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らすことができるよう、地域の实情に応じて、在宅医療・介護連携推進事業、介護予防事業、生活支援体制整備事業など地域包括ケアのまちづくりに向けた施策を引き続き実施していきます。</p>	<p>出雲市</p>	<p>寿生病院</p>	<p>7月24日</p>